

保護預り約款

変更の概要及び新旧対照表（平成 27 年 12 月 30 日付改定）

(1) 変更の概要

マイナンバー制度の開始に伴って、保護預り口座の開設時等にマイナンバーの提出を必要とする旨の規定を設けたものであります。

(2) 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

変更前	変更後
(新 設)	<u>(共通番号の届出)</u>
	<u>第8条</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、 <u>共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u>
(当社への届出事項)	(当社への届出事項)
第8条 「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。	第8条の2 「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、 <u>共通番号</u> 等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、 <u>共通番号</u> 等とします。
2 お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の、外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。	2 お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の、外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

以上